



法務史料展示室だより 第十号

# 時をたずねて

季刊 二〇〇六年七月

## 「史料は語る」第十回

### 改定律例②

前回の本欄では、明治六年（一八七三）七月十日に施行された「改定律例」について、「新律綱領」と併行して施行をみた」と記しましたが、今回は、その意味するところについてももう少し詳しく述べてみたいと思います。

私たちが接している現行法には、「新法は旧法を改廃する」という法適用の原則が存在します。これは、新たな法が施行されると、同じ事柄についてそれまで適用されていた旧法は効力を失うという、西欧近代法に共通の原則です。ところが、「新律綱領」と「改定律例」は、こうした原則には拠らず、「改定律例」の施行後も、「新律綱領」とともに新旧二つの刑法典が、同時に現行法としてあい補いつつ行われるという関係にあったのです。

では、なぜ、二つの刑法典が並立するという、現在

の私たちからみれば奇異にもみえる状況が生じたのでしょうか。その原因は、「新律綱領」や「改定律例」が、わが国の古代に由来する「律」系統の刑法典であり、「律」に特有の運用原則にもとづいていたという点に求めることができます。

わが国の古代においては、「律」の改正・追加は、「格」と呼ばれる単行法令によって行われていました。そして、「格」は、「律」自体を改廃するのではなく、「格」の存続中に限って、「律」の効力を停止するという形をとっていました。いうなれば、「律」の上に「格」という付箋を貼るようなもので、それが貼られている間は「格」の内容のみを見て取ることができ

けですが、「格」が廃止される、つまり付箋が外れた際には、再び「律」が姿を現し、その効力が復活する、といった次第です。

「新律綱領」と「改定律例」は、まさにこの「律」と「格」の關係に該当するものでした。つまり、例えば一つの事柄について「新律綱領」と「改定律例」の両者が規定を置いていた場合には、「改定律例」の条文が適用されませんが、「新律綱領」にのみ規定がある場合には、引き続き「新律綱領」が現行法として適用されたのです。

新旧二法典が並立し、さらに単行法令による法改正が頻繁に行われるという状況のもとで、刑事裁判の担当者たちは、適用すべき現行法が何であるかを探ることに、最大限の注意を必要としたようです。今回はこの点について、触れてみたいと思います。

## 人～第十回『水本成美』②

「史料は語る」の末尾でも述べましたが、「新律綱領」や「改定律例」など、「律」系統の法典が機能していた当時は、適用すべき現行法を把握し、かつ、それらの法条を正確に解釈することに、裁判担当者の重大な関心が寄せられていました。そして、解釈に疑問が生じるたび、各府県や裁判所は、「伺」と呼ばれる文書によって、司法省にその見解を質しています。

一方で、司法省の側も、裁判担当者から寄せられる要請に応え、法条の解釈を示す必要に迫られます。そうした中で、明治4年（1871）、司法省内に設置された「明法寮」は、法律専門家集団を擁し、法解釈を求める「伺」に対して、回答である「指令」案を作成するという任をほぼ一手に引き受け、明治初期の刑事裁判史上にその名をとどめることとなります。そして、その「明法寮」において、法条の解釈に中心的な役割を果たした人物の一人が、水本成美だったのです。

ちなみに、明治6年前半、「明法寮」が処理したとうかがわれる「指令」を繙いてみますと、文面には「指令」の起草者とおぼしき人物として、必ずといっていいほど、水本、そして、以前本欄でもご紹介した小原重哉の二人が名を連ねています。

そういった意味では、「新律綱領」や「改定律例」を中心とした複雑な法体系のもとで行われていた当時の刑事裁判は、水本をはじめとする明法寮官人たちの八面六臂の活躍があって、はじめて成立し得たものということもできそうです。



# 「歴史を歩く」第十回

## 明暦の大火横死者等供養塔

JR総武線両国駅西口で降りて南へ約二分ほど直進すると、回向院があります。回向院は、明暦三年(二六五七)に江戸の町を焼き尽くした明暦の大火の後、幕府が犠牲者を弔うため建立した寺院で、境内には延宝三年(二六七五)の銘を持つ「明暦大火横死者等供養塔」が建てられています。

明暦の大火について記した『むさしあぶみ』(坂巻甲太・黒木喬編)によると、八十日以上雨の降らな

八日午後二時頃、本郷丸山の本妙寺(現在の本郷五―一六にあった大きな寺)から出た火が湯島・神田方面に広がり、さらに日本橋一帯から隅田川を越えて深川まで飛び火する大火災となりました。

この時、浅草見附(見附とは江戸城外濠に設けられた城門のことを言います)では、小伝馬町牢屋敷の囚人が一時的に解放されたことを知らない番人が、囚人が脱走したものと勘違いして城門を閉鎖してしまったため、被害が拡大したと記されています。また、江戸防衛の必要から、隅田川には千住大橋以外に橋がかけられていなかったことも、多くの犠牲者を出す原因となりました。この火事は、大施餓鬼の火に投じた振袖が燃え上ったのが出火原因であるとの説が生じ、後年「振袖火事」とも呼ばれています。

さらに翌十九日午前十時ごろ、今度は小石川伝通院表門下から火が出て、江戸城内濠を越えて広がり、天守閣などの大建築も次々と焼け落ちました。夕方にはさらに麹町の町屋からも出火し、

▼ 明暦の大火横死者等供養塔

桜田から芝までを焼き尽くしました。こうして、徳川家康以来築き上げられてきた大都市江戸は、ほぼ壊滅してしまつたのです。

衝撃を受けた幕府はこの後、防火対策として神社仏閣・大名屋敷・武家屋敷の移動、市街地の造成、隅田川への架橋、道路の拡張や火除地の設定などを行いました。上野・両国・浅草などにも地名として残る広小路は、この際に設けられた火除地です。広小路はやがて江戸庶民にとって娯楽・社交の場にもなり、曲芸や見世物などが行われ、また隅田川の川開きの時期には食べ物屋や茶店などが立ち並ぶようになりました。

明暦の大火は死者十万人以上と言われ(諸説あり)、日本史上最大の火災ですが、この火災をきっかけに、江戸の町の風景は大きく変化していったと言えるでしょう。




## 歴史の中の法律語(第十回)「訴状」

現在の裁判制度における訴状とは、民事訴訟の手続において、争いのある訴訟物について裁判所に判断を求めるため、原告本人(または訴訟代理人)が提出する書面のことを言います。このような訴状が日本の裁判制度史上初めて現れたのは案外古く、平安時代のことです。

例として、鎌倉幕府の不動産訴訟における訴状の提出とその後の流れを見てみると、まず、訴人(原告)が訴状及び証拠書類を幕府の訴訟受理機関である問注所に提出して、裁判が始まります。問注所では、訴えを受理すると、訴状の裏にその題名や受理日付を書き、裁判機関である引付に送付します。引付ではくじによって裁判を担当する奉行人を決定し、論人(被告)に対して、訴状に対する反論を書いた陳状の提出を求め、問状を発給するのです。この問状に応じて論人から陳状が提出されると、今度はその陳状に対する反論を書いた訴状が訴人側から提出されるというシステムになっており、訴状・陳状の提出は三回ずつ行われ、その内容から引付は道理の有無を判断して判決を下しました(判断できない場合は両当事者が召喚されて口頭弁論が行われました)。この裁判システムの中で興味深いのは、鎌倉幕府初期の問状には「宣被止其妨」(宜しく其の妨げを止められ)などと記され、まるで訴人の訴えを認められたかのような文言であったことです。これによって、自らが勝訴したと勘違いする訴人が多く現れたようです。

また、南北朝時代以降、書き出しに「目安」と記した訴状が見られるようになりますが、これは、訴えの内容を簡条書きにして見当をつけやすいよう書いたもので、やがて訴える行為自体が目安と呼ばれるようになりました(徳川吉宗による「目安箱」とは、この意味です)。

現代的な裁判手続きにも思える訴状の提出ですが、実は平安時代から延々と続く長い歴史を持っているのです。

※法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」でご紹介しております。